

令和6年度「市民みんなで創る音楽祭」の企画提案に係る質問への回答

質問No.	募集要項項目	質問	回答
1	7 市からの委託料	プロの定義はどのようなものですか。	音楽活動で生計を立てている方をプロと考えていただければと思います。
2		アウトリーチについて、プロアーティストが学校に出向くのですか。また、10万円の中に出演料が含まれるということですか。	そのとおりです。 生駒市内の小・中学校に出向いていただき、生の音楽(演奏や歌唱)を児童・生徒に届けていただくこととなります。 予算の上限は1校10万円で、プロアーティストの出演料も含めた金額となります。
3	12 収支予算書の作成要領(様式6) (2)② 舞台費について	追加人件費とは何ですか。 また、募集要項に舞台の追加人件費について時間区分による単価が掲載されていますが、運営スタッフや外部のオペレーションスタッフを持ち込む場合はどうなりますか。	舞台を使用される場合、基本的に舞台・照明・音響のスタッフが3名(各1名)付きます。そこに、マイクが複数必要であったり、複雑な照明操作が必要であるなど、演出上、基本的な範囲を超える対応が必要となる場合は追加人件費が発生します。 なお、外部のオペレーションスタッフで対応される場合は、その費用を要項の追加人件費の単価表に合わせる必要はありません。
4	12 収支予算書の作成要領(様式6) (2)③ 事務費(イベント保険)について	これまで、音楽祭の公演を生涯学習施設で開催する場合もイベント保険に加入していましたが、令和6年度から加入する必要がなくなったのですか。	おっしゃるとおりです。ただし、生涯学習施設以外で開催する場合は観客を対象としたイベント保険に加入していただく必要があります。
5	15 日程	採択の最終的な決定はいつになりますか。	2次選考まで行いますので7月中旬になります。恐れ入りますが、アーティストの方にもその旨をご説明いただき、ご了承いただくようお願いします。
6	(別表1)委託料の対象となる経費 対象経費対象経費	令和6年度から企画運営費が新設され、受託団体の構成員にかかる経費が含まれるということで、公演当日の弁当代や飲料代、その他、手続きに必要な市役所までの交通費、アーティストとの打合せにかかる費用等が見込まれます。収支報告の際にはそれぞれの領収書が必要となりますか。	必要経費の合計額の領収書をご用意ください。 なお、合計額の内訳明細がわかるものを別途、作成いただき添付してください。

質問No.	募集要項項目	質問	回答
7	(別表1)委託料の対象となる経費 対象経費対象経費	コーラスの練習時の指揮者、指導者への謝礼は計上できますか。	指揮者や指導者への謝礼は、本番及びリハーサル時のみ委託料の対象となります。 練習時の謝礼は対象外となりますので、団体でご負担いただくこととなります。
8		文芸費の著作権使用料は、計上する必要がありますか。	必要経費の計上をお願いします。 金額については、事前に「一般社団法人日本音楽著作権協会JASRAC」のホームページ内、「使用料計算シミュレーション」でご確認ください。
9	その他	アウトリーチの実施時期をもっと早めることはできないでしょうか。	アウトリーチは音楽祭の一環で行うため、音楽祭の期間である11月1日(金)から3月15日(土)までの期間で実施していただくこととなります。 そのため、アウトリーチの企画提案書には、この期間で実施可能な日を半日単位でご提案ください。
10		以前、採択され実施した「市民みんなで創る音楽祭」の公演の一部をYouTube等で配信してもいいでしょうか。 また、アーティスト自らがその公演の様子をInstagramやフェイスブック等のSNSで配信してもよろしいですか。	出演されたアーティストの承諾があれば、公演の実施報告や周知を目的に、公演の様子を一部、動画配信サイトやSNS等で配信することは可能です。ただし、観覧席が映り込んでいるもの、公演全編を配信することは禁止します。
11		会場の座席は指定席ですか。	元々、音楽祭は自由席で実施しており、コロナ対策として数年間、指定席とした経緯があります。指定席とした際、施設ごとに座席を割り振って販売しますが、施設の販売状況によって残席の場所に偏りが生じる等の課題も発生しています。現在はコロナ禍による制限も解除されたため、本来の形に戻し、自由席での運用を基本とします。

質問No.	募集要項項目	質問	回答
12	その他	「市民みんなで創る音楽祭」の主催は「生駒市・生駒市教育委員会」ですが、第三者(例えば新聞社など)が後援という形で参加することは可能ですか。	事業全体への後援は想定していませんが、個々の公演に対する後援は可能であると考えます。具体的な動きがあれば、事前にご相談ください。
13		リハーサルを本番前日ではなく、1週間くらい前の日で実施しようと思っ ていますが、その場合でも会場費は不要となりますか。 また、施設調査票(様式7)に記入してもよいのでしょうか。	リハーサルとは、舞台スタッフ(舞台・照明・音響)の操作を必要とし、委託団 体(演者・舞台担当者)と一緒に本番直前のものを指します。公演内容に 応じて、本番に向けたひな壇の設置や、照明のセッティング等もしたうえで、 舞台・照明・音響効果のタイミングを合わせる確認や、場面転換など本番さな がらで行うため、あくまでリハーサルは、本番日当日もしくは前日限定としま す。 したがって、ご質問のような場合は施設の使用料を会場費に計上してい ただく必要があります。 施設調査票(様式7)への記入については、練習であっても、どうしても指定の 日に指定の会場をおさえる必要がある場合はご記入ください。
14	【自主事業枠】	自主事業枠の経費について、市から補助の対象となるものはありますか。	自主事業枠では、公演の入場料収入等を経費に充てて実施していただくた め、市からの補助金等の支出はありません。 ただし、生涯学習施設で公演される場合、施設を市で押さえますので、公演 前日17時以降、公演当日にかかる施設の使用料をご負担いただく必要はあ りません。それ以外の追加人件費や調律代等公演にかかる費用について は、入場料収入から賄っていただくこととなります。
15		自主事業枠の場合でも、市内生涯学習施設の窓口でチケットを販売してもら うことはできるのでしょうか。	できます。ただし、自主事業枠の場合は団体から生涯学習施設に直接依頼し ていただく必要があります。また、生涯学習施設の窓口での販売を依頼され る場合は、売上金額の10%の販売手数料がかかります。詳しいことはたけま るホールの事務所にご確認ください。
16		公演予定会場の施設使用料は施設によって金額が違うのですか。	施設によって金額は異なります。ただ、自主事業枠の場合でも、本番及び本 番前日の17時以降の使用料はご負担いただく必要がありませんので、予算 への計上は不要となります。(関連質問No.14をあわせてご覧ください)